

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第18報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

・平成29年11月30日 保医発1130第5号 「検査料の点数の取扱いについて」

| 頁 | 欄 | 行 | 訂正後 | 訂正前 | 備考 |
|-----|---|---------|--|---|------|
| 385 | 右 | 上から18行目 | <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) カルプロテクチン(糞便)</p> <p>ア カルプロテクチン(糞便)は、区分「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)の所定点数に準じて算定する。</p> <p><u>イ 本検査は、慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助を目的として、FEIA法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が3月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>ウ 本検査は、潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、ELISA法又はFEIA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、病態把握を目的として、本検査を3月に2回以上行う場合(1月に1回に限る。)には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>エ 慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び区分「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>(19)～(27) 略</p> | <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(18) カルプロテクチン(糞便)</p> <p>ア カルプロテクチン(糞便)は、区分「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)の所定点数に準じて算定する。</p> <p><u>イ 本検査は、潰瘍性大腸炎の患者に対して、病態把握を目的として、ELISA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を3月に2回以上行う場合(1月に1回に限る。)には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>ウ 本検査及び区分「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p>(19)～(27) 略</p> | 字句修正 |